

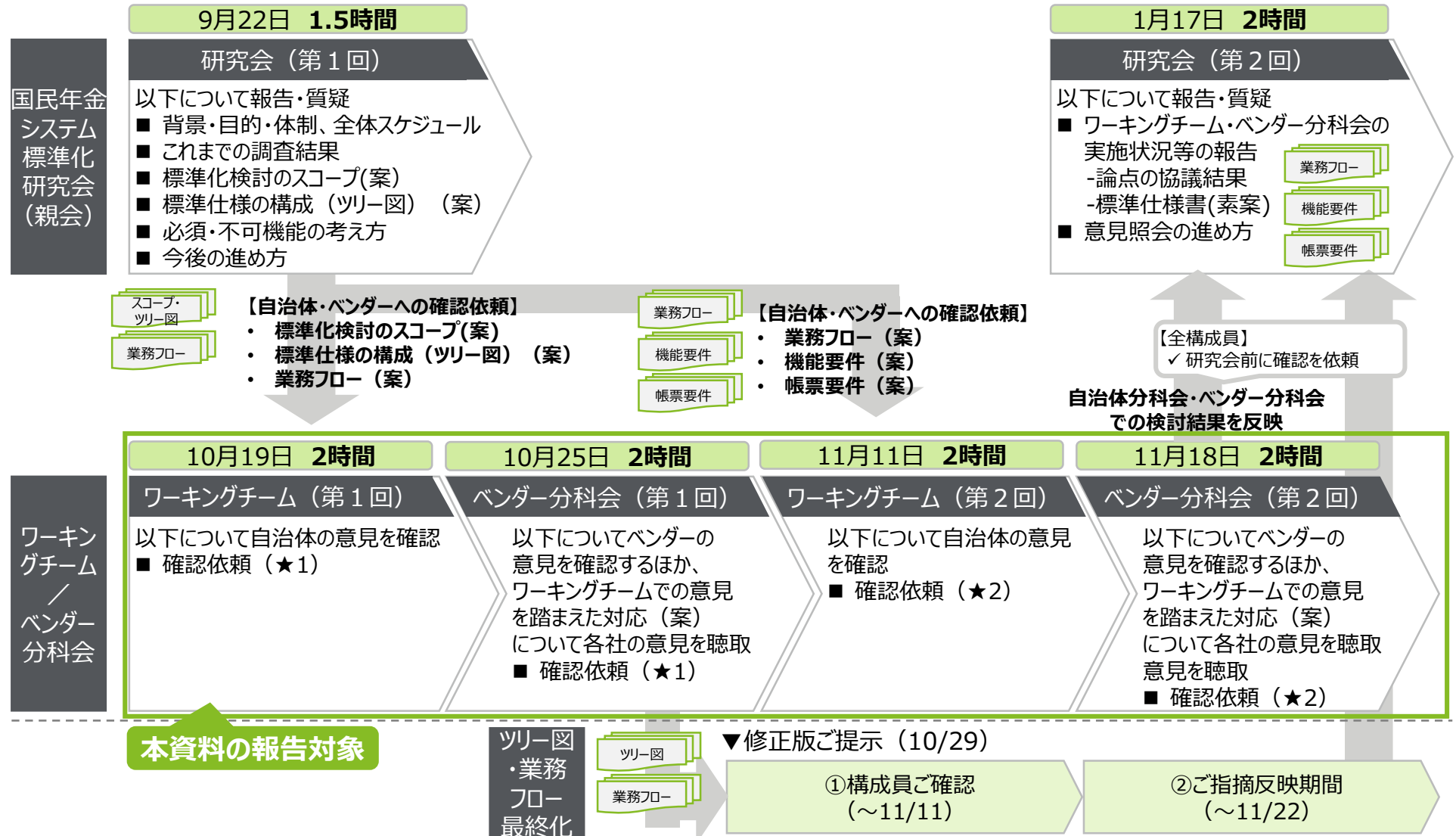
資料 1

ワーキングチーム及びベンダー分科会の実施報告

1. はじめに

1-1. 位置づけ

標準仕様書素案の作成にあたっての論点を討議する場として、ワーキングチーム及びベンダー分科会を各2回開催しました



2. 第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会

2-1. 全体概要

10月19日に第1回ワーキングチーム、10月26日に第1回ベンダー分科会を開催し、事前に構成員より収集したご意見に基づく論点に沿って、ツリー図及び標準業務フローについて討議しました

第1回ワーキングチーム（10月19日）及び第1回ベンダー分科会（10月26日）議事次第と主たる討議事項

（1）第1回研究会の振り返り

- ✓ 第1回研究会（9月22日）における全体概要と決定事項及び主なご意見について確認

（2）標準仕様の構成（ツリー図）における論点討議

- ✓ 事前に構成員より収集、集約した8つの論点について討議（後述参照）

（3）業務フローにおける論点討議

- ✓ 事前に構成員より収集、集約した6つの論点について討議（後述参照）

（4）機能要件及び帳票要件について

- ✓ 機能要件及び帳票要件の作成方針（要件として定義する内容）を確認

（5）今後の進め方について

- ✓ 第2回ワーキングチーム、第2回ベンダー分科会及び第2回研究会の討議対象及び日程を確認

（6）その他

—

2. 第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会

2-2. 標準仕様の構成（ツリー図）における論点 討議結果

第1回ワーキングチームにて、構成員から事前に収集したご意見を元に集約した論点に沿って、ツリー図について討議しました
また、当該討議結果について、第1回ベンダー分科会にて事業者を確認いただきました

区分	内容	ワーキングチーム①	ベンダー分科会①	
討議事項	共通①	✓ 機構への送付/情報登録を「5.1 年金機構への報告」及び「5.2 年金機構からの情報登録」に全て含めることの是非	一連の業務は 一フロー内に記載	左記に異議なし ※電子/紙の違いは補記
	共通②	✓ 2021年度より実施していない業務（※）の範囲 ※ 所得情報提供（免除勧奨/継続免除）	記載を残す ※情報連携できず、情報提供を依頼するケース有	左記に異議なし ※従来との差異は補記
	共通③	✓ 個別の調査依頼は「6.5 公用照会対応」に含めるか公用照会に含めるか	論点から除外 ※所得情報提供（免除勧奨/継続免除）を残すため	
	共通④	✓ 法制度が異なる年金生活者支援給付金は分割して記載すべきか	ツリー図/フローは 分割する	左記に異議なし
	個別①	✓ 住民記録システムとの連携に関する要件	連携は フローに記載	左記に異議なし ※マイナンバーに紐づかない被保険者の報告は残る
	個別②	✓ 年金機構が個人番号連携により所得情報等を把握する運用とするか	連携は前提としない ※連携開始時期が未定につき、情報提供依頼は残す	左記に異議なし
	個別③	✓ 年金生活者支援給付金の依頼データに含むことを前提に、「6.4 所得情報提供（年金受給者）」の削除是非	ツリー図/フローは 分割する	左記に異議なし ※実装単位は事業者判断、項目は必要な範囲で定める
	個別④	✓ DV管理業務の位置づけとシステム要件（システムにて実現が必要な事項）	機能要件以下、必要な要件を定義	左記に異議なし

2. 第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会

2-3. 業務フローにおける論点 討議結果

第1回ワーキングチームにて、構成員から事前に収集したご意見を元に集約した論点に沿って、業務フローについて討議しました
また、当該討議結果について、第1回ベンダー分科会にて事業者を確認いただきました

区分	内容		ワーキングチーム①	ベンダー分科会①
討議事項	共通①	✓ 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い	フローに記載する ※システム化範囲である点を明確化	左記に異議なし ※フロー上のプロセス上に帳票を明記
	共通②	✓ 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連）	連携はフローに記載	左記に異議なし
	共通③	✓ 資格喪失（死亡、海外転出、60歳到達等）把握方法	住民記録システムから連携を受け処理する方向で記載	左記に異議なし ※他領域も関係（国民年金のみで決定できない）点は継続検討
	個別①	✓ 公用照会における証明書作成のシステム化要否	証明書作成はシステム化	左記に異議なし ※電子媒体は大量の手作業発生時を想定
	個別②	✓ 年金機構からの所得状況届に対する自治体対応の整理	受給者依頼分への対応は基準に従いフロー上に整理	左記に異議なし
	個別③	✓ 受給者の異動に関する業務（氏名・生年月日・性別変更）	受給者分は「4.1.年金請求書等受理・審査」に含める	左記に異議なし

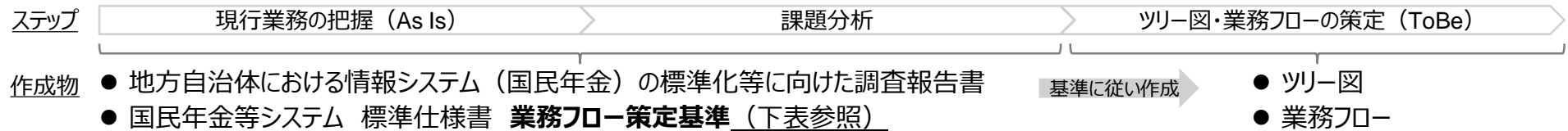
2. 第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会

2-4. 事後対応：業務フロー策定基準

ワーキングチーム及びベンダー分科会におけるご指摘を踏まえ、事務局にて業務フロー策定基準を作成しました
業務フロー最終化にあたり、以下の基準を基本的な考え方として策定を進めました

業務フローの 前提・制約	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国民年金業務におけるシステムの標準化・共有化を目的とし、国民年金等システムの標準仕様書を作成するにあたり、<u>地域情報プラットフォーム標準仕様（APPLIC）</u>をベースに、標準的な業務モデルとして定めるもの ✓ <u>事業者側の開発完了（令和5年度末）</u>かつ自治体側の標準準拠システムへの移行完了（令和7年度末）までに実現可能な範囲で業務を定義する
-----------------	--

ツリー図及び業務フロー策定アプローチと策定基準



業務フロー策定基準

標準化にて目指す姿		新業務の方針	業務フローにおいて考慮する事項
1	法令等の遵守と業務の統一化	①法令・事務処理基準の順守	✓ 既存の法令や事務処理基準に沿って業務を設計する
		②最適化視点での業務統一化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ あるべき姿を意識し、フローを策定（業務プロセスを改善）する ✓ ①は前提としつつ、必要に応じ、事務処理基準を見直す
2	行政サービスの利用者の利便性向上	③手続きに係る負荷の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ✓ システム化による申請時の負荷の軽減 ✓ 他部署やシステムとの連携による手続きの統廃合（ワンストップ化）
3	行政運営の簡素化及び効率化	④システム化による業務負荷減	<ul style="list-style-type: none"> ✓ システム化による手作業削減と業務オンライン化（ペーパーレス化） ✓ データ連携による二重入力廃止、処理自動化
		⑤他領域も含む業務最適化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住民記録や税等の他自治体業務も考慮した業務フローの策定 ✓ 年金機構における業務との整合性の確保 ※年金機構側の業務見直し予定やシステム対応に必要な期間も考慮

3. 第2回ワーキングチーム及びベンダー分科会

3-1. 全体概要

11月11日に第2回ワーキングチーム、11月18日に第2回ベンダー分科会を開催し、事前に構成員より収集したご意見に基づく論点に沿って、機能要件及び帳票要件について討議しました

第2回ワーキングチーム（11月11日）及び第2回ベンダー分科会（11月18日）議事次第と主たる討議事項

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 第1回ワーキングチーム／ベンダー分科会の振り返り | ✓ 第1回ワーキングチーム/ベンダー分科会の討議結果
✓ 持ち帰り、課題事項
※フロー策定基準、修正後業務フロー確認を含 |
| (2) 機能要件における論点討議 | ✓ 機能要件を事前配布、収集した意見（ベンダー分）に基づき討議
✓ ワーキングチームからの申し送り事項討議 |
| (3) 帳票要件における論点討議 | ✓ 帳票要件を事前配布、収集した意見（ベンダー分）に基づき討議
✓ ワーキングチームからの申し送り事項討議 |
| (4) 今後の進め方 | ✓ 第2回研究会に向けた対応 |
| (5) その他 | — |

3. 第2回ワーキングチーム及びベンダー分科会

3-2. 機能要件における論点 討議結果

第2回ワーキングチームにて、構成員から事前に収集したご意見を元に集約した論点に沿って、機能要件について討議しました
また、当該討議結果について、第2回ベンダー分科会にて事業者を確認いただきました

区分	内容		ワーキングチーム②	ベンダー分科会②
討議事項	共通①	✓ 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針	登録対象情報の整理統合、情報連携のあり方の検討継続	項目を重複を整理し 取込み対象を定義
	共通②	✓ 住民税システムが保持する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針	リアルタイム連携 ※個別保持項目は最低限	左記に異議なし ※複数の連携パターンも仕様上考慮する
	共通③	✓ 住民記録システムが保持する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針	リアルタイム連携 ※個別保持項目は最低限	連携先要件を考慮 ※住民記録システムはリアルタイム/準リアルいずれか
	共通④	✓ 生活保護システムが保持する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針	リアルタイム連携 ※個別保持項目は最低限	記載を見直し ※町村は都道府県にて事務を実施しているため
	共通⑤	✓ 一括処理に関する要望・要件	リアルタイム連携 ※一括バッチ処理は優先度低	左記に異議なし ※大規模自治体向けの一括出力処理要望は要精査
	共通⑥	✓ 過去の情報の管理範囲	事務処理基準に定める期間を基本、その他は最低限	左記に異議なし
	個別①	✓ DV等支援措置対象者の管理に関する機能への要望・要件	アラート機能を要件 ※ポップアップ等、方式は指定しない	対象者フラグ情報を年金機構へ連携

3. 第2回ワーキングチーム及びベンダー分科会

3-3. 帳票要件における論点 討議結果

第2回ワーキングチームでは、帳票要件については討議未了とし、別途、論点に対するご意見を募る形式で確認しました
また、第2回ベンダー分科会では、構成員から事前に収集したご意見を元に集約した論点に沿って、機能要件について討議しました

区分	内容		ワーキングチーム②	ベンダー分科会②
討議事項	共通①	✓ 印字を必須とする項目の範囲（必須／任意の判断基準）	討議未了とし 個別に意見収集 (次頁詳述)	一次判断基準 (案) 従い整理
	共通②	✓ 電子公印のシステム化範囲		自治体要望を踏まえ 判断 ※システムのには実装可能
	共通③	✓ 複写式用紙/ドットインパクトプリンタへの対応		優先度低の扱い
	共通④	✓ 自由記入欄（連絡欄等）の扱い		自治体要望を踏まえ 判断
	共通⑤	✓ 個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール		自治体要望を踏まえ 判断
	共通⑥	✓ 自治体側情報の出力範囲		自治体要望を踏まえ 判断
	共通⑦	✓ ○囲み表記項目の取り扱い		数値表記に変更 ※年金機構において様式を見直し

3. 第2回ワーキングチーム及びベンダー分科会

3-3. 第2回ワーキングチーム事後対応 – 帳票要件論点の個別確認結果 –

ご意見収集結果を踏まえ、今後、以下の方針にて取り扱いたします

なお、共通⑤については、第2回研究会に上程し、最終的な方針を議論させていただきます

帳票要件における討議事項（論点）と今後の対応方針（案）

区分	内容		対応方針（案）
討議事項	共通①	✓ 印字を必須とする項目の範囲 (必須/任意の判断基準)	一次判断基準（案）にて標準仕様としてのシステム出力項目の必須/オプションを判断 ※当該基準に従って項目を精査し、研究会に提示
	共通②	✓ 電子公印のシステム化範囲	電子公印への対応を要件とする ※公印の必要性について年金機構へ照会中。第2回研究会で報告予定
	共通③	✓ 複写式用紙/ドットインパクトプリンタへの対応	複写式用紙/ドットインパクトプリンタは廃止
	共通④	✓ 自由記入欄（連絡欄等）の扱い	システム出力項目とする (①帳票毎の必要項目（基礎年金番号等）②画面入力値)
	共通⑤	✓ 個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール	第2回研究会に上程 ※基礎年金番号への統一について年金機構へ照会中
	共通⑥	✓ 自治体側情報の出力範囲	システム出力項目とする (①システム判別できる項目/②画面入力値)
	共通⑦	✓ ○囲み表記項目の取り扱い	数値表記に統一する (対象：年金機構向けシステム出力帳票のみ)

Appendix

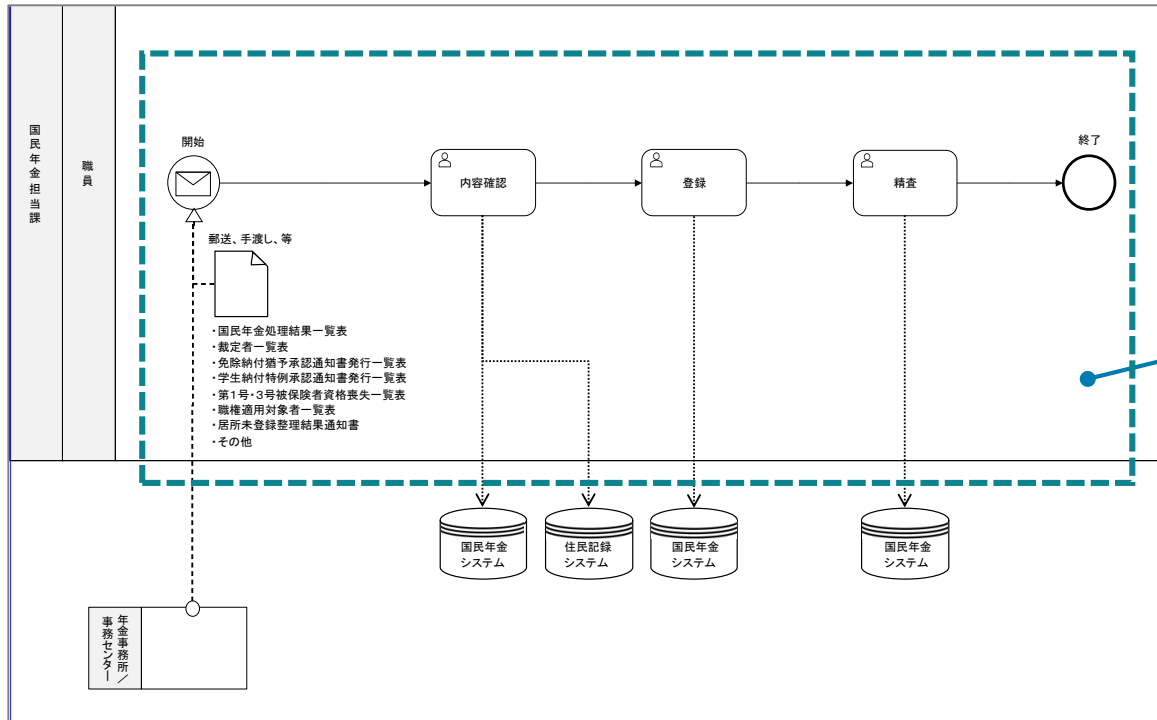
ワーキングチーム及びベンダー分科会の論点討議資料

1. ツリー図に対する討議

1-1. 共通①年金機構への送付/情報登録業務の集約可否

年金機構への情報提供及び情報を受領して登録する業務については、フローの類似性及び作成経緯から「5.1年金機構への報告」及び「5.2年金機構からの情報登録」にまとめています。ツリー図上の記載単位について再確認、ご議論をお願いします

フロー：5.2.年金機構からの情報登録



現状のフロー整備の考え方

- ✓ 「年金機構からの受領物の情報登録」はフロー5.2に全て包含する
- ✓ 対象となる受領物についてはフロー内に記載

【論点1】

- 違いは「帳票」「帳票に応じたシステム操作・項目」のみであり、業務の大きな流れは上記に相違ないと整理できるか

【論点2】

- 大きな流れは同じであれば、フロー内の説明を充実させることを条件に、一フローでよいか（追記すべき対象物は右記を参照）
 - その場合、さらに追記しておくべき事項はなにか

ご意見

- ✓ 個々の事務フローを5にまとめるのは大まかすぎるのではないか
- ✓ 住民から受付、受理・審査し、機構へ送付後、機構から結果を受領し、処理結果をシステムに登録するまでが一連の業務である

(補足) 登録業務における対象

年金機構から情報を受領、登録する業務は複数の分野（業務フロー）にまたがっています

登録業務における対象物

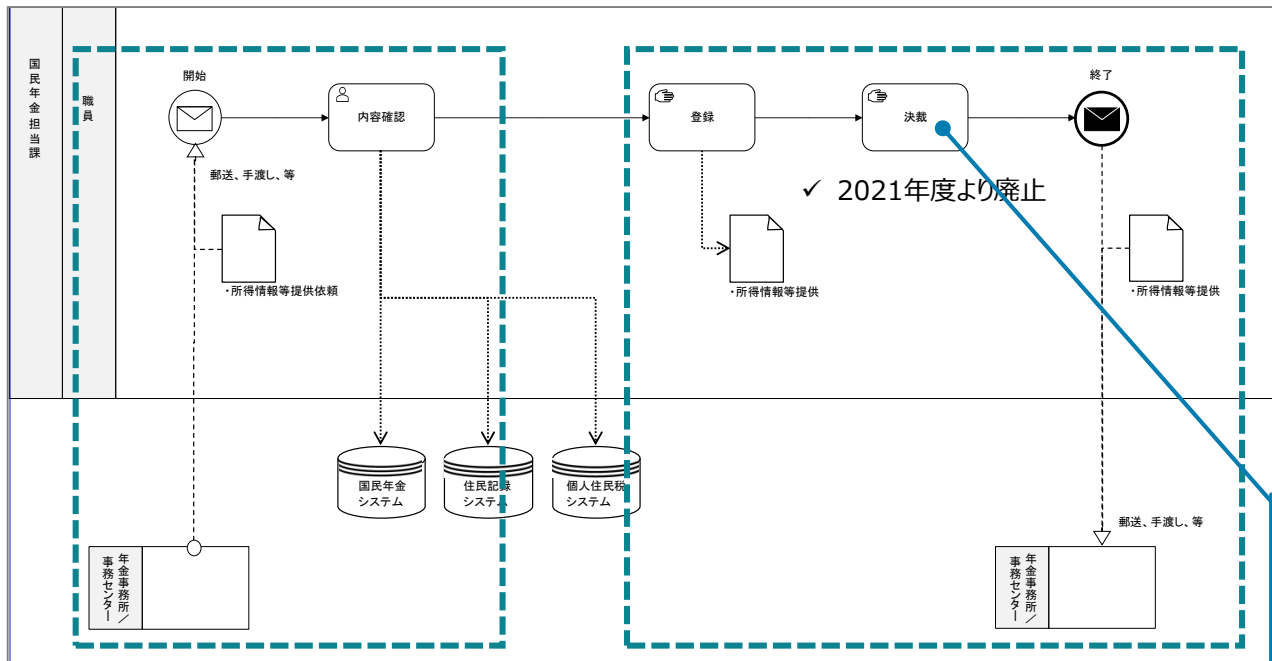
業務			様式名	
1	資格異動	1-1	資格取得	<ul style="list-style-type: none"> 20歳到達予定者一覧 職権適用一覧表
		1-5	資格喪失	<ul style="list-style-type: none"> 第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表
		1-11	不在	<ul style="list-style-type: none"> 居所未登録整理結果通知書
2	免除	2-1	免除・納付猶予申請書受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> 免除・納付猶予承認（却下）通知書発行一覧表
		2-2	学生納付特例申請書受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> 学生納付特例承認（却下）通知書発行一覧表
		2-3	免除理由該当等届受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> 免除理由該当・消滅処理結果一覧表 保険料納付申出一覧表
		2-4	産前・産後免除申請書受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> 産前産後免除該当一覧表
3	付加	3-1	付加加入	<ul style="list-style-type: none"> 付加保険料納付申出（該当）書
		3-2	付加辞退	<ul style="list-style-type: none"> 付加保険料納付辞退申出（非該当） 付加保険料納付該当・辞退該当の処理結果一覧表
4	給付	4-1	年金請求書等受理・審査	<ul style="list-style-type: none"> 裁定者一覧表
5	年金機構への報告・ 年金機構からの情報登録	5-2	年金機構からの情報登録	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金処理結果一覧表

1. ツリー図に対する討議

1-2. 共通② 2021年度より実施していない業務の取り扱い

免除勧奨及び継続免除のための年金機構に対する所得情報提供は2021年度より行わないこととされ、当該業務を未実施とするか、その場合のツリー図上の位置づけを再整理する必要があります。運用とツリー図上の取り扱いについてご議論をお願いします

フロー：所得情報提供



業務		2021より未実施
6-1	所得情報提供(免除勧奨)	○
6-2	所得情報提供(継続免除)	○
6-3	所得情報提供(年金生活者支援給付金)	—
6-4	所得情報提供(年金受給者)	—

【論点】

- 2021年より未実施の2業務を不要（フローから削除）するか、その場合、ツリー図そのものを削除するか
- 個別に依頼が発生する可能性はないか、発生した場合でも公用照会にて対応可能か

1. ツリー図に対する討議

1-3. 共通③個別の調査依頼を公用照会に含まれることの是非

各種所得情報提供においては、業務運用の見直しに伴い、対応不要となる作業が複数発生しています。その上で、各業務において、個別の照会発生時は、公用照会にて対応可能か、その場合、運用とツリー図上の取り扱いについてご議論をお願いします

現行ツリー図案

業務	照会対象	コメント
6-1 所得情報提供 (免除勸奨)	免除勸奨	・2021年度より所得情報提供は実施していない
6-2 所得情報提供 (継続免除)	継続免除	(同上)
6-3 所得情報提供 (年金生活者支援給付金)	年金生活者支援給付金	・年金機構にて個人番号連携で所得情報を把握する運用に変更(後述)
6-4 所得情報提供 (年金受給者)	年金受給者	・6-3の業務に含まれる
6-5 公用照会対応 (免除・年金生活者支援給付金)	免除・年金生活者支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> 次の3点を想定 ① 年金生活者支援給付金 所得・世帯状況届 ② 免除・納付猶予申請書 (市区町村確認書) ③ 学生納付特例申請書 (市区町村確認書)

見直し後(案)

業務	照会対象	コメント
6-1 所得情報提供 (年金生活者支援給付金)	年金生活者支援給付金 「所得情報提供(年金受給者)」は討議⑧にて確認	・年金機構にて個人番号連携で所得情報を把握する運用に変更(後述)
6-2 公用照会対応 (免除・年金生活者支援給付金)	免除・年金生活者支援給付金	・左記の3点に加え、旧6-1,2の個別照会もここに含む

【論点】

- 個別の所得情報提供依頼を公用照会へ集約するか
 - 個別依頼が発生することは見込まれるか、その場合、既存の公用照会のフロー及び様式にて対応可能か

年金生活者支援給付金 所得・世帯状況届 免除・納付猶予申請書 (市区町村確認書) 学生納付特例申請書 (市区町村確認書)



- その他、フロー上、考慮すべき作業はあるか(電子媒体作成等)

1. ツリー図に対する討議

1-4. 共通④法制度が異なる業務（年金生活者支援給付金）の記載単位

年金生活者支援給付金については、厳密には国民年金と異なる法律に基づく制度であることから、ツリー図としては分けて記載すべきとのご意見をいただいています。法の違いに基づく業務差異も含め、運用とツリー図上の取り扱いについてご議論をお願いします

請求書に係る業務

国民年金法

	業務	業務内容	帳票
1-9	氏名・性別・生年月日変更	住民からの異動届（氏名,性別,生年月日変更）により、資格情報登録を行う。	
4-1	年金請求書等受理・審査	住民からの請求により、年金請求書等を受理・審査を行う。	年金請求書,未支給年金・未支払給付金請求書,国民年金死亡一時金請求書
-	裁定結果の登録	結果を受付簿に記載（登録）する。	裁定者一覧表

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

	業務	業務内容	帳票
現状は4に含む	年金生活者支援給付金請求書の受理・審査・送付	住民からの請求により、年金生活者支援給付金請求書を受理・審査・登録し、送付する。	年金生活者支援給付金請求書
	認定結果の登録	「認定結果一覧表」より、結果を受付簿に記載（登録）する。	認定結果一覧表 受付簿

【論点】

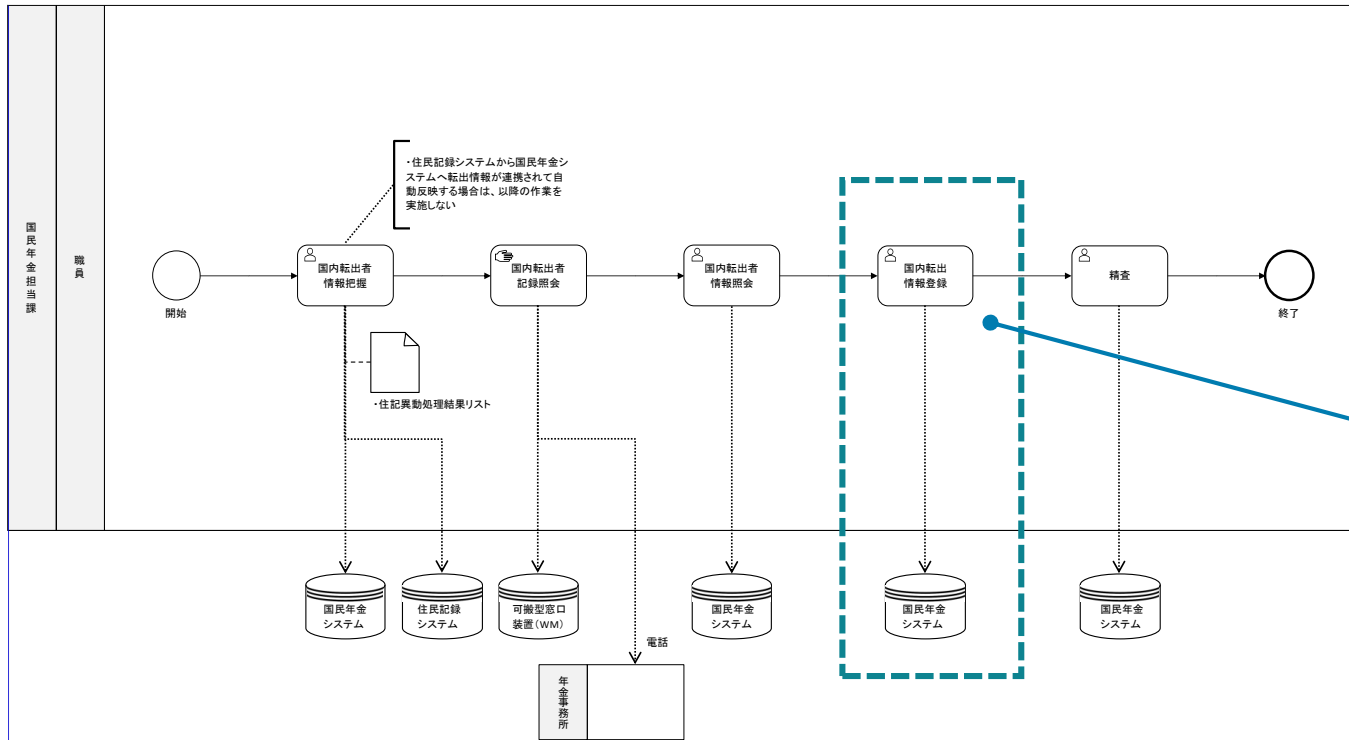
- 法令違いに起因する業務の違いはあるか（意識して表現すべきことはなにか）
- APPLICにおける整理（区別していない）を踏まえ、国年標準化ではどう扱うか

1. ツリー図に対する討議

1-5. 個別①国内転出における住民記録システムとの連携

年金機構に対し転出情報を報告する運用が廃止になることから、当該報告を前提に実施していた「国内転出情報登録」業務を再考するとともに、転出情報の扱いを整理する必要があります。本業務の運用とツリー図上の取り扱いについてご議論をお願いします

フロー：1.4.転出



背景

- ✓ 転出に係る年金機構への報告業務は実施しないこととなった
- ⇒ 報告に必要な作業として「国内転出情報登録」についても位置づけの見直しが必要

【論点】

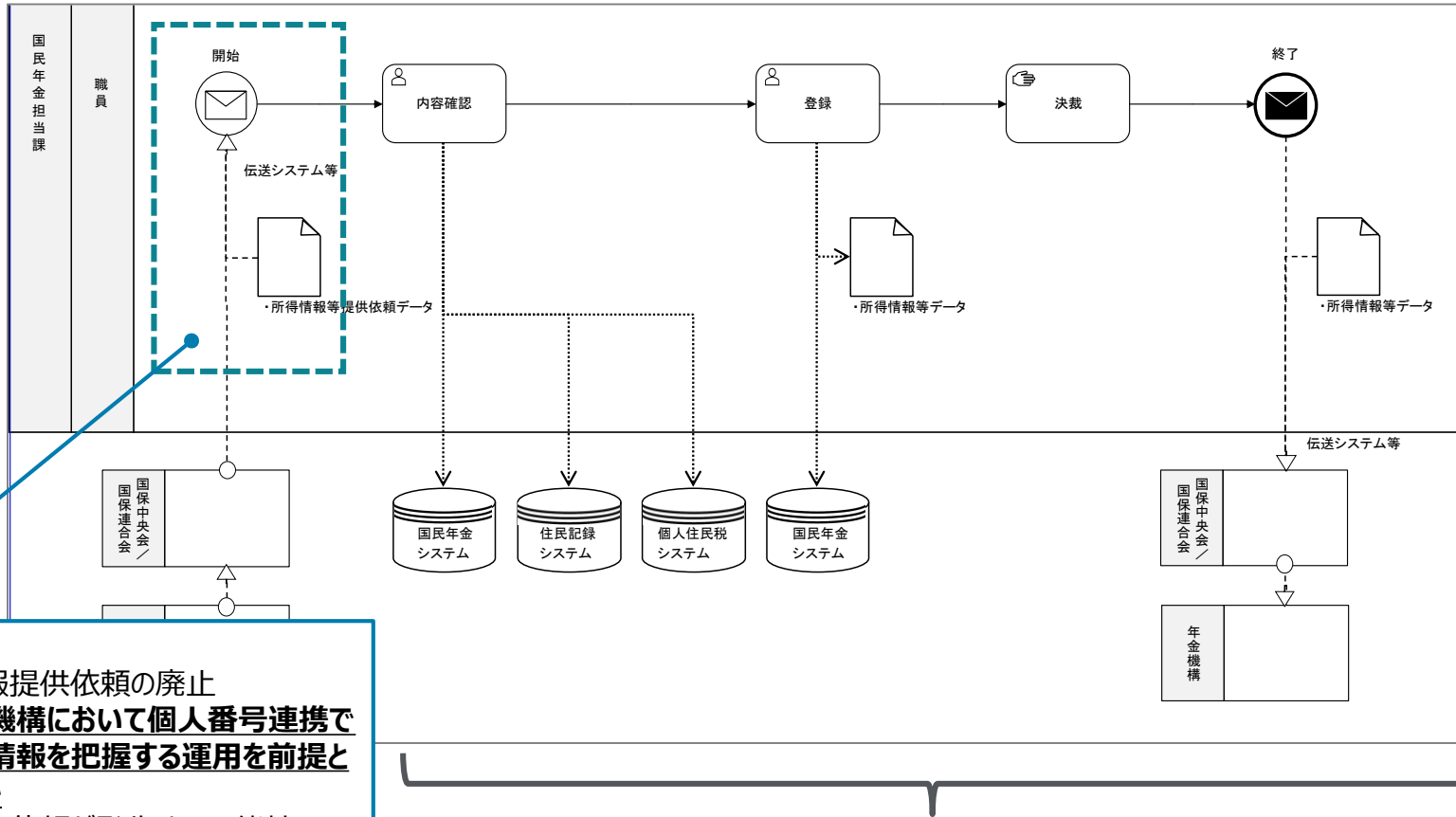
- 「国内転出情報登録」を不要（フローから削除）するか、その場合、ツリー図そのものから削除するか
 - 転出情報をどのように扱うか（業務目線でどう活用するか）
 - 住民記録システムとどう連携するか（住民記録システムとデータ連携or住民記録システムを参照）

1. ツリー図に対する討議

1-6. 個別②年金機構における所得情報把握の運用

年金機構において個人番号連携で所得情報を把握する運用となる場合、自治体から年金機構へ所得情報を提供する運用を廃止できる可能性があります。本業務の運用とツリー図上の取り扱いについてご議論をお願いします

フロー：6.3.所得情報提供（年金生活者支援給付金）



【論点】

- 所得情報提供依頼の廃止
 - 年金機構において個人番号連携で所得情報を把握する運用を前提とするか
 - 個別に依頼が発生する可能性はあるか、発生した場合でも公用照会にて対応可能か

年金機構の「所得情報提供依頼」が廃止された場合、不要となる範囲（＝ツリー図から削除するか？）

1. ツリー図に対する討議

1-7. 個別③「所得情報提供（年金受給者）」の削除是非

「6.3.所得情報提供（年金生活者支援給付金）」及び「6.4.所得情報提供（年金受給者）」については、6.4.は6.3.に含まれるという指摘がある一方、実施時期が異なるという相違があることを踏まえ、ツリー図上の取り扱いについてご議論をお願いします

ツリー図案（6.情報提供・その他を抜粋） ※事前配布版

事務		概要	(参考) 実施頻度
6.1	所得情報提供（免除勧奨）	・ 年金事務所/事務センターからの免除勧奨の為の調査依頼に対し、国民年金被保険者等の所得情報提供を行う。	年1回
6.2	所得情報提供（継続免除）	・ 年金事務所/事務センターからの継続免除の為の調査依頼に対し、国民年金被保険者の所得等の所得情報提供を行う。	年1回
6.3	所得情報提供（年金生活者支援給付金）	・ 年金機構からの年金生活者支援給付金請求の為の調査依頼に対し、国民年金被保険者の所得情報等の提供を行う。	年1回
6.4	所得情報提供（年金受給者）	・ 年金事務所からの調査依頼に対し、年金受給者の所得情報提供を行う。	随時
6.5	公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	・ 年金機構からの個別の所得状況照会に対して回答（証明発行）を行う。	随時

【論点】

- 老齢年金、障害年金、遺族年金の対象者が含まれる、この業務は6-3所得情報提供（年金生活者支援給付金）に含まれる（フローを統合すべき）か
 - 年金生活者支援給付金の依頼データに含む前提に、「6.4 所得情報提供（年金受給者）」を削除してよいか
 - あるいは、実施タイミングが異なる（6-3年一、6-4は随時）ため、分けるべきではないか

1. ツリー図に対する討議

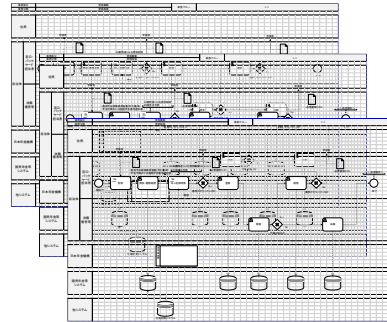
1-8. 個別④DV管理業務の位置づけと要件

DV管理業務について整理しておく必要があるとのご意見をいただいております。国年標準化の範囲において、どこまで整理をしておくべきか、ツリー図上の取り扱いも含め、ご議論をお願いします

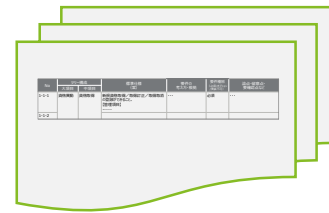
標準仕様書における作成物

ツリー図

業務フロー



機能要件



帳票要件



✓ 新たな業務として定義（ツリー図に追加）し、フローを作成

✓ 必要な機能や帳票を整理、要件に反映

【論点】

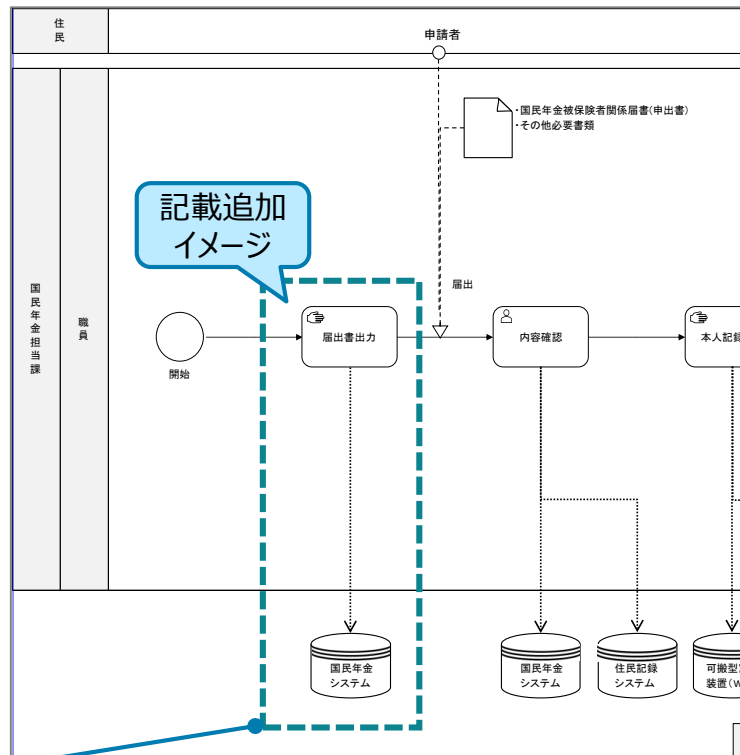
- どこまでを標準仕様化するか（業務から定義するか、機能/帳票に絞って標準化するか）
 - 一業務として定義し、業務フローを策定できる内容か
 - 国民年金システムにおいて期待される機能は何か

2. 標準業務フローに対する討議

2-1. 共通①：関係届書出力に関するフロー上の取り扱い

業務フローにおいて出力作業を記載するかについてご意見を募ったところ、「記載してほしい」「フローとしては必須ではないが、機能としては必要」「自治体ごとに異なるため不要」とのご意見を頂戴しました。フロー上の取り扱いについてご議論をお願いします

業務フロー（該当箇所の修正イメージ）



【論点①】

- 「届書出力」を業務フローに記載するか
 - あるべき姿（の標準仕様）との視点からは記載すべきか
 - 自治体毎に運用が異なる、という点はどうか反映するか

対象帳票

対象業務		外部帳票（対象は外部帳票が原則）
1.1.	資格取得	国民年金被保険者関係届書（申出書）
1.2.	種別変更	国民年金被保険者関係届書（申出書）
1.6.	資格喪失（その他）	国民年金被保険者関係届書（申出書）
1.10.	追加・訂正	国民年金被保険者関係届書（申出書）
2.1.	免除・納付猶予申請書受理・審査	国民年金保険料免除・納付猶予申請書 国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書
2.2.	学生納付特例申請書受理・審査	保険料学生納付特例申請書
2.3.	免除理由該当等届受理・審査	国民年金被保険者関係届書（申出書）
2.4.	産前・産後免除申請書受理・審査	国民年金被保険者関係届書（申出書）
3.1.	付加加入	国民年金被保険者関係届書（申出書）
3.2.	付加辞退	国民年金被保険者関係届書（申出書）
6.7.	通知書再交付申請書受理	国民年金被保険者関係届書（申出書）

【論点②】

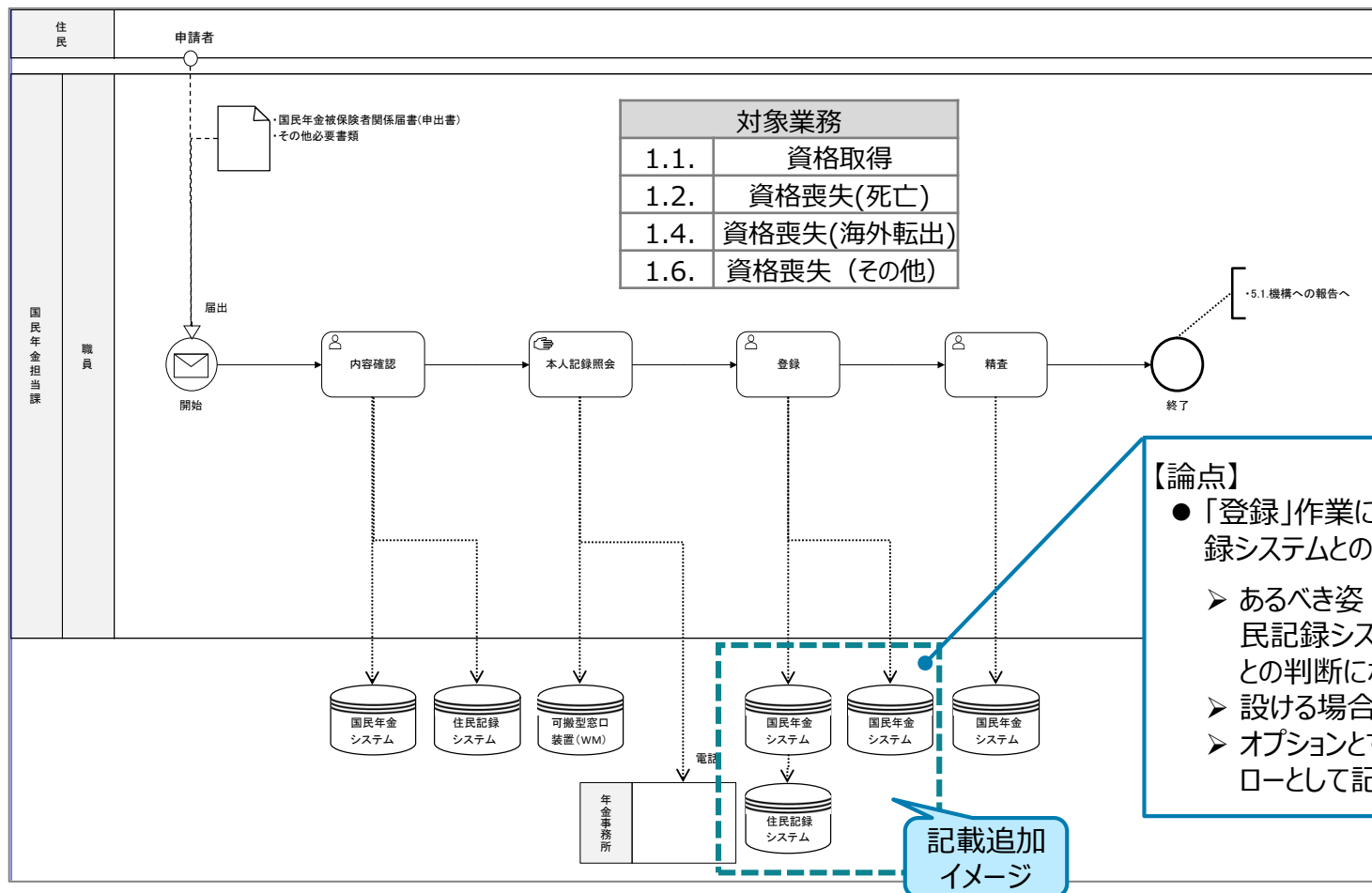
- 記載する場合、対象とする帳票の範囲
 - 全て対象とすることでよいか（過不足はないか）

2. 標準業務フローに対する討議

2-2. 共通②住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連）

国民年金システムへの登録作業において住民記録システムとの連携を記載するかについてご意見を募ったところ、「記載する」「記載しなくても差し支えない」「連携している」等のご意見を頂戴しました。フロー上の記載要否についてご議論をお願いします

業務フロー（該当箇所の修正イメージ）

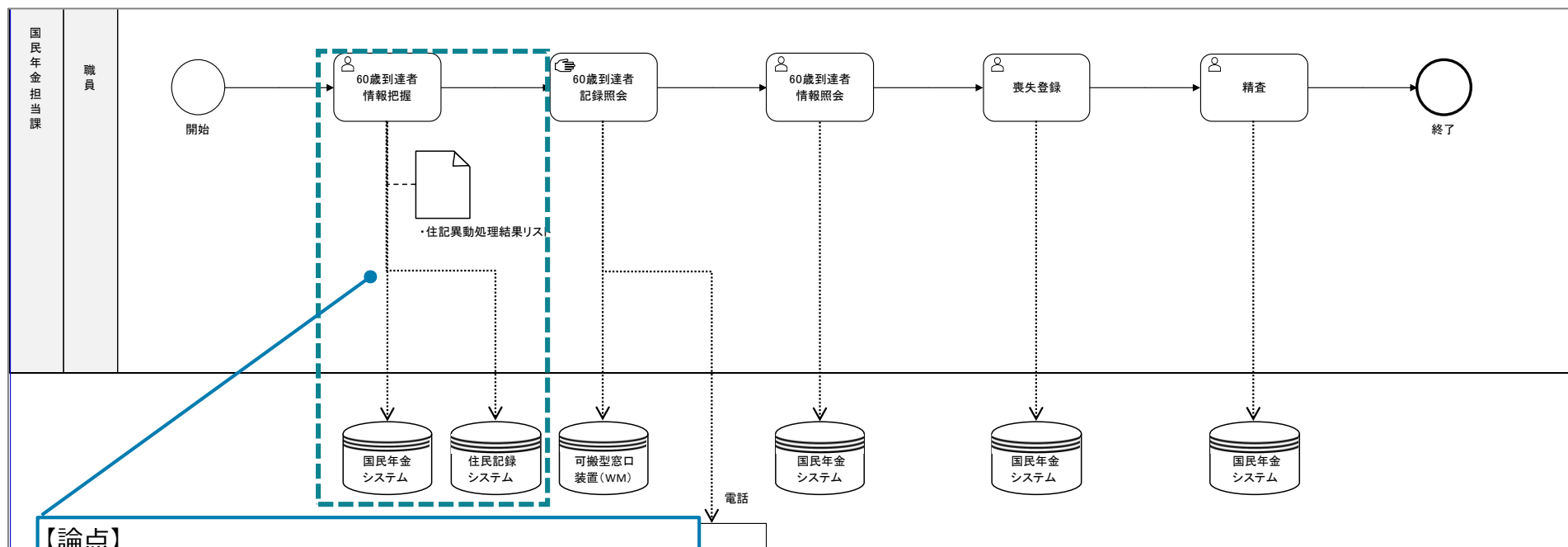


2. 標準業務フローに対する討議

2-3. 共通③資格喪失（死亡、海外転出、60歳到達等）の把握方法

資格喪失時フローにおいて、「対象者の把握方法は自治体毎に差異がある」「他の自治体はどのように把握しているか」とのご意見を頂戴しました。フローにおける取り扱いについてご議論をお願いします

業務フロー：1.5.資格喪失(60歳到達)



【論点】

- 「情報把握方法」をどこまで標準化するか
 - 情報把握にはどのようなパターンがあるか、喪失区分ごとに特徴や差異はあるか（取組）
 - 各自治体の取り組みを参考に、業務効率化の視点で標準化にどこまで取り入れるか、その際に国民年金システムに期待する機能は何か

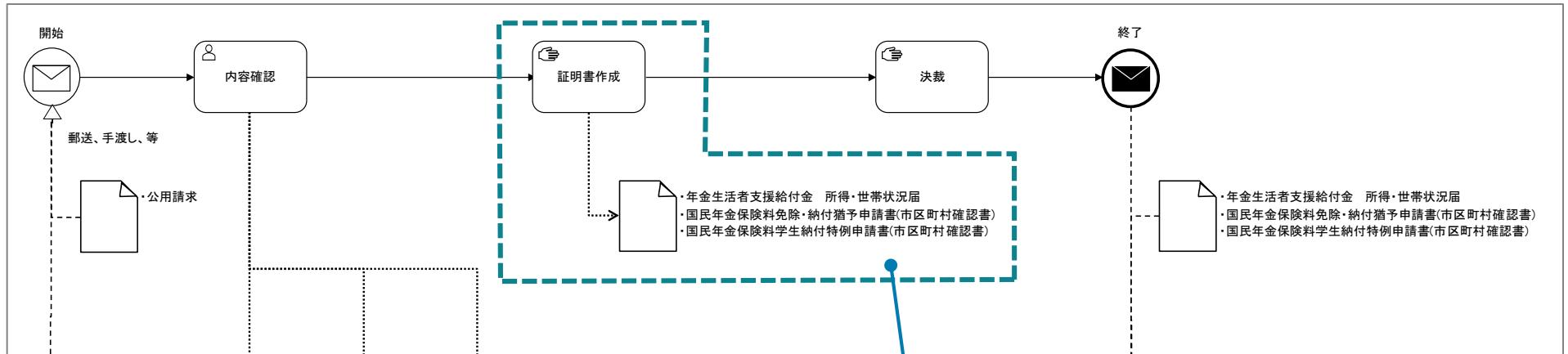
把握パターン		説明	死亡	海外	60
1	届出（国年）	国年窓口へ来庁（人）	○	○	△
2	届出（他部署）	住民課等が処理したリストまたは届書（紙）	○	○	△
3	システム処理	バッチ処理にて抽出	○	○	○

2. 標準業務フローに対する討議

2-4. 個別①公用照会における証明書作成のシステム化要否

「6.5.公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）」において、「証明書作成はシステム化したほうがよい」とのご意見を頂戴しました。業務フロー上の取り扱いについてご議論をお願いします

業務フロー：6.5.公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）



年金生活者支援給付金
所得・世帯状況届

氏名	住所	世帯	所得	世帯状況
山田 太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	世帯主	1,000,000	世帯員 3名
山田 花子	同上	世帯員	0	世帯員 3名
山田 次郎	同上	世帯員	0	世帯員 3名

免除・納付猶予申請書
(市区町村確認書)

氏名	住所	世帯	所得	世帯状況
山田 太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	世帯主	1,000,000	世帯員 3名
山田 花子	同上	世帯員	0	世帯員 3名
山田 次郎	同上	世帯員	0	世帯員 3名

学生納付特例申請書
(市区町村確認書)

氏名	住所	世帯	所得	世帯状況
山田 太郎	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	世帯主	1,000,000	世帯員 3名
山田 花子	同上	世帯員	0	世帯員 3名
山田 次郎	同上	世帯員	0	世帯員 3名

【論点】

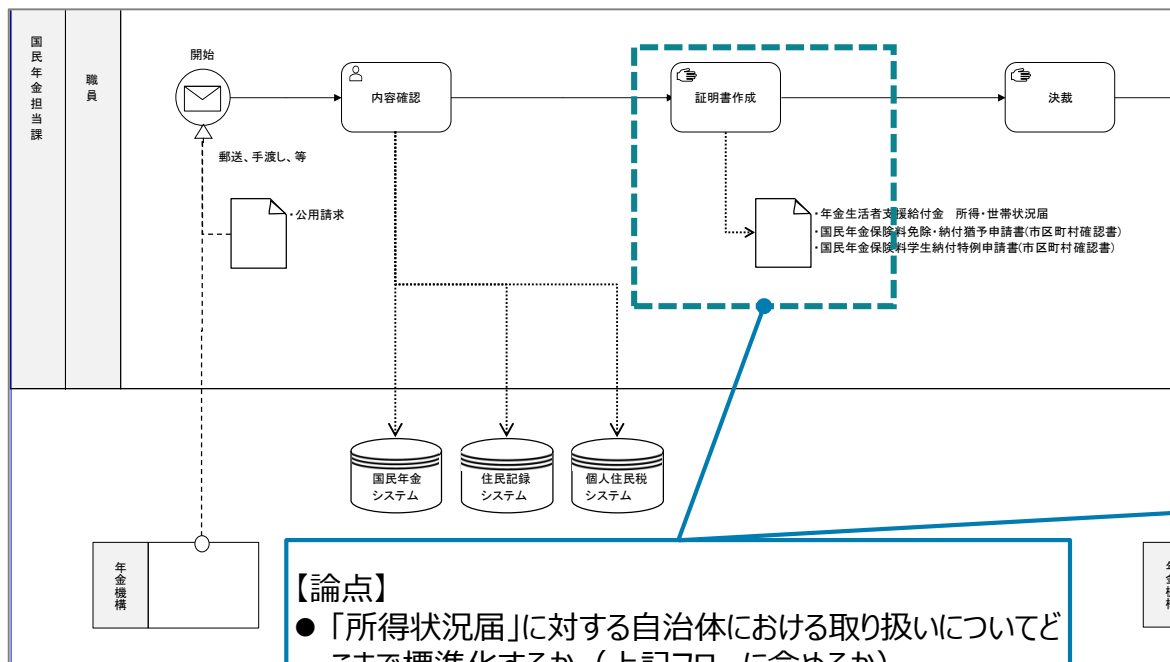
- 「証明書作成」をシステムするか
 - あるべき姿（の標準仕様）との視点から、証明書作成をシステム化することが望まれるか
 - 各証明書の様式は標準仕様として統一できるか
 - ※自治体毎にフォーマットに差異や自治体特有の要件はないか（左に一例を記載）

2. 標準業務フローに対する討議

2-5. 個別②年金機構からの所得状況届に対する自治体対応の標準化

年金機構から受給者宛に提出依頼が送付される「年金生活者支援給付金 所得状況届」の所得証明方法は①自治体で記入及び証明②所得証明書添付の2パターンがあり、統一が必要との意見がありました。取り扱いについてご議論をお願いします

業務フロー：6.3.所得情報提供（年金生活者支援給付金）



【論点】

● 「所得状況届」に対する自治体における取り扱いについてどこまで標準化するか（上記フローに含めるか）

- 2パターンをいずれかに集約させることは可能か
- 集約させることが難しい場合、本件について受給者から問い合わせを受けた場合、国民年金担当部署ではどのような対応を標準処理とするか
- その場合、国民年金システムに対する要望はなにか

（補足）年金機構からの周知文書

年金生活者支援給付金 所得状況届の記入のしかた

老齢（補足的な老齢）年金生活者支援給付金を受けている方

■ 記入例

老齢（補足的な老齢）年金生活者支援給付金 所得状況届		継続認定用 （令和2年度）
1. 給付金を受給されている方		
① 個人番号（または基礎年金番号） <small>（基礎年金番号（15桁）で表示する場合は基礎給付で二重に入力してください）</small>		
氏名	年金 太郎	
生年月日	昭和 28年 12月 12日	
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田 3-5-24	
所得証明対象年	令和元年 8月 1日	
7合計所得金額	円	
世帯的年金等収入金額	円	
世帯的年金等に係る雑所得の金額	円	
前年所得合計額	円	
課税状況 <small>（課税区分）</small>	課税・非課税・未申告・課税台帳なし <small>（スベール） 世帯非課税 1. 世帯課税</small>	
2. 令和2年7月31日時点で請求者と同一世帯の方 <small>（本人の住所は市区町村別住所で入力してください）</small>		
氏名	生年月日	課税状況
年金 花子	昭和 28年 12月 12日	課税：非課税 世帯：世帯非課税
年金 一郎	昭和 55年 10月 18日	課税：非課税 世帯：世帯非課税
その他		
記入及び集約の可否、継続認定あり/なし		
令和 年 月	市町村長	印

1. 受給者の個人番号（または基礎年金番号）、氏名、生年月日、住所をご記入ください。ご本人が自署した場合は、押印は不要です。

市町村で合計所得金額などを記入してもらい証明を受けるか、所得証明書等を添付してください。（記入例の場合は、世帯員を含めた所得証明書等が必要となります。）

2. 令和2年7月31日時点で受給者と同じ世帯である方の氏名、生年月日、をご記入ください。
同一世帯の方が3人以上いる場合は、裏面にご記入ください。

市町村の証明を受けてください。（所得証明書等と住民票を添付する場合は不要）

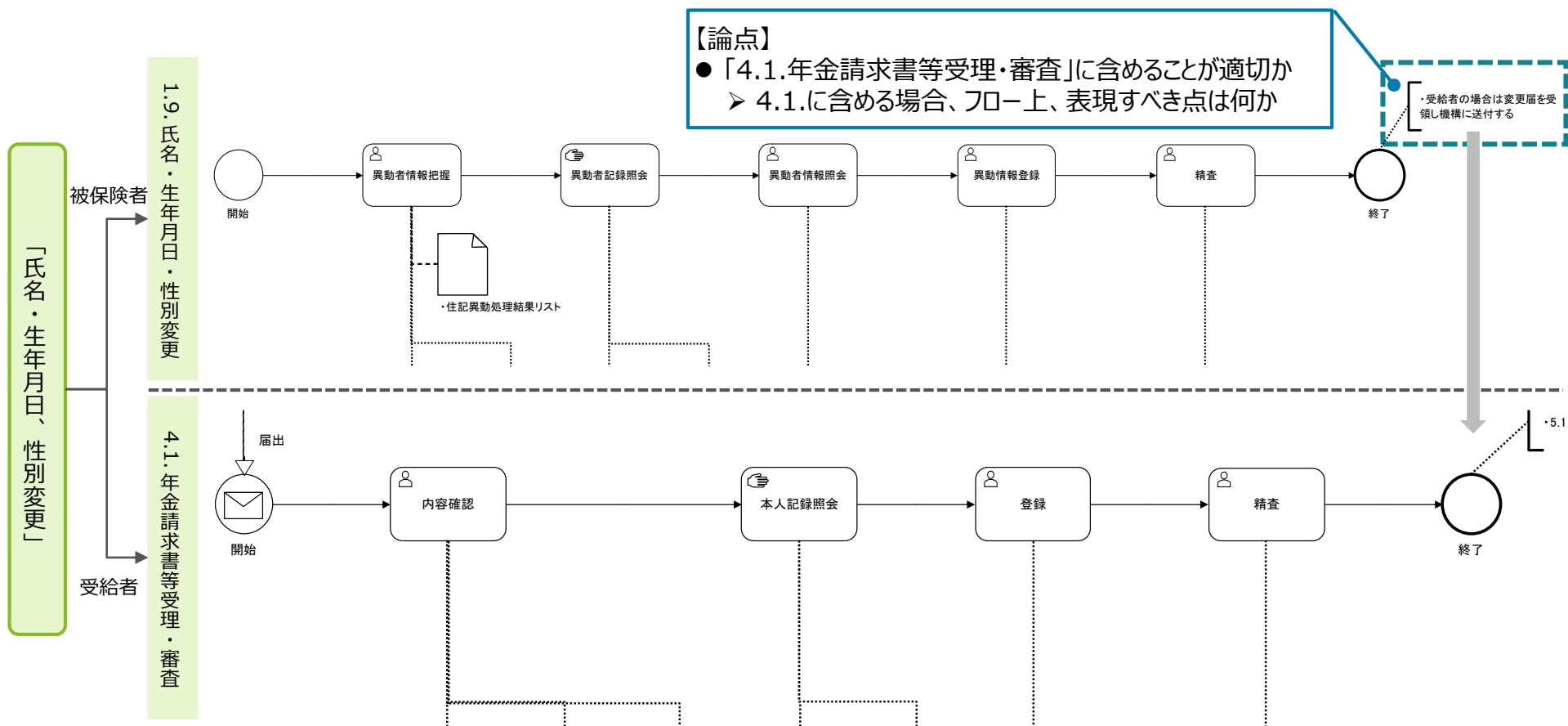
- ・ 現在お住まいの市町村と令和元年所得の住民税の課税市町村が異なる場合は、課税市町村で合計所得金額などを記入してもらい証明を受けるか、所得証明書等の発行を受けて所得状況届に添付してください。
- ・ 現在お住まいの市町村と令和2年7月31日時点の住所地の市町村が異なる場合には、7月31日の市町村から所得状況届の証明を受けるか、当時の世帯全員の住民票（除票）を添付してください。
- ・ 国外に居住していたために、国内の市町村から令和元年中の所得証明を受けられない方がいる場合には、その旨を裏面の備考欄にご記入ください。
(例)
「年金一郎は、平成29年4月から令和2年3月まで国外に居住していたため、所得証明を受けられない。」

2. 標準業務フローに対する討議

2-6. 個別③受給者の異動に関する業務（氏名・生年月日・性別変更）

「氏名・生年月日・性別変更」における対応について、「被保険者と受給者では処理の内容が異なる」「受給者にかかる変更は」4.1.年金請求書等受理・審査」に含めることが適当」との意見がありました。各フローの対応範囲についてご議論をお願いします

業務フローの比較



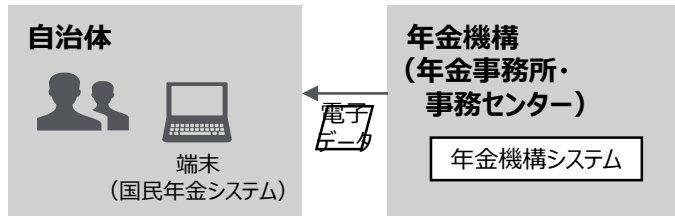
3. 機能要件に対する討議

3-1. 共通①：年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取扱方針

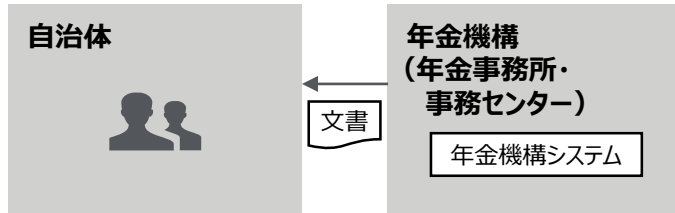
「被保険者情報管理」や「年金機構からの情報登録」において、「年金機構しか保持していない」「登録は労力がかかり、情報照会が現実的」等のご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

連携パターン

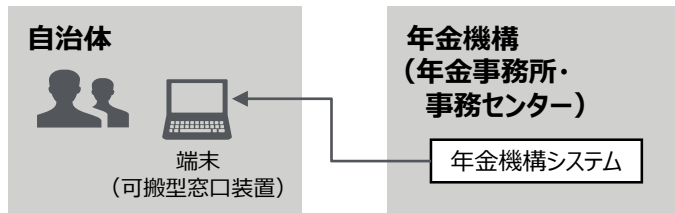
パターン①：電子媒体授受による連携



パターン②：オフライン（照会：文書回答）



パターン③：オフライン（可搬型窓口装置利用）



年金機構が保持（連携を受ける）情報

対象		連携パターン			
		①	②	③	
共通	1	被保険者に関する基本情報	-	○	○
	2	受給者に関する基本情報	-	○	○
報告関連	3	資格関係等の処理結果	○	-	-
	4	第1号・第3号被保険者資格喪失一覧	○	-	-
	5	20歳到達者一覧	○	-	-
	6	適用勤奨対象・職権適用対象者一覧	○	-	-
送付関連	7	免除申請承認（却下）通知書発行一覧表	○	-	-
	8	学生納付特例承認（却下）通知書発行一覧表	○	-	-
	9	保険料免除理由該当・消滅処理	○	-	-
	10	産前産後免除該当の処理結果一覧表	○	-	-
	11	付加保険料納付該当・辞退該当の一覧表	○	-	-
	12	居所未登録整理結果通知書	○	-	-
	13	年金生活者支援給付金認定結果	○	-	-
	14	裁定結果	○	-	-
他	15	所得情報提供依頼	○	○	-

【論点】

- 年金機構保持情報のうち、国民年金等システムに登録が必要な情報はどれか
 - 登録不要（情報照会、あるいは可搬型窓口装置（WM）の活用を図る）領域はどこか

3. 機能要件に対する討議

3-2. 共通②：住民税システムと国民年金等システムとの連携方針

「被保険者情報管理」や「免除・納付猶予申請書受理・審査」等において、「所得情報は個人住民税システムで一元管理し、年金システムは必要に応じて参照するのが良い」等のご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

税情報（所得情報）を利用するタイミング

対象業務		利用プロセス
1	資格異動	-
2	免除	・内容確認 (免除・納付猶予申請書受理・審査)
3	付加	-
4	給付	・内容確認 (年金請求書等受理・審査／年金生活者支援給付金請求書等受理・審査)
5	年金機構への報告・ 年金機構からの情報登録	-
6	情報提供・その他	・内容確認 (所得情報提供(免除勧奨)／所得情報提供(継続免除)／所得情報提供(年金生活者支援給付金)／所得情報提供(年金受給者)／公用照会対応／所得証明(年金生活者支援給付金))
7	統計・報告	-

住民税システムから連携を受ける情報

連携項目（例）		備考		
免除の内容確認に必要な情報	1	住民票コード	-	
	2	氏名	住民票コードで特定できる場合不要	
	3	生年月日	住民票コードで特定できる場合不要	
	4	税情報	年	-
			所得	所得情報提供のために必要
税額			-	
	扶養	16歳以上19歳未満の扶養親族数を確認するために必要		
5	個人番号	-		

【論点】

- 論点①を実現する上で必要な情報は何か
 - 必要な情報は住民税システムから連携を受けることで必要な情報は全て満たせるか

3. 機能要件に対する討議

3-3. 共通③：住民記録システムと国民年金等システムとの連携方針

「被保険者情報管理」等において、「一括で住民記録システムから連携を受けることを前提とすべき」「住民記録システムにて情報は一元管理し、必要に応じて参照すべき」とのご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

* 出所：住民記録システム標準仕様書第1版

住民記録システム上のデータ*と各業務における利用情報

区分	住民記録システム管理項目*	資格異動	免除	付加	給付	送付・報告、 情報登録	情報提供・ その他	
1	住民データ	日本人住民データ（住民票記載事項に当たる項目、その他項目）、外国人 個人票／世帯票 旧氏・通称 宛名番号・世帯番号 郵便番号	○	○	○	○	○	○
		被保険者・受給者に関する基本項目（最新情報は住民記録システムを参照、連携は日次でよいか）						
		除票（住民票の除票固有の記載事項に当たる項目／その他項目）	○	○	○	○	○	○
		世帯主、続柄	○	○	-	○	○	-
		本籍・筆頭者	-	○	-	-	-	-
		統合記載欄（A（異動履歴）,B（留意事項）,C（備考））	○	-	-	-	○	-
		支援対象者情報	-	○	-	-	○	-
2	異動履歴データ	異動履歴／異動事由	○	-	-	-	○	-
		その他の管理項目	マスタ（本庁・支所、住居表示・地番、住所辞書、方書、地区、和暦・西暦）	○	○	○	○	○
	公印、交付履歴、認証者							

公印については帳票要件にて討議

【論点①】

- 住民記録システムとの連携は（システム負荷の観点から）日次を原則とすることでよいか
 - リアルタイムの情報を参照する必要がある場合は住民記録システムを利用することでよいか
 - あるいは、リアルタイムで連携する機能も要件化するか、その場合、必要は業務領域はどこか

【論点②】

- 国民年金システムにて便宜的に登録しておく項目の有無（例 外国人フリカナ）
 - 許容時、逆連携はしない整理でよいか

3. 機能要件に対する討議

3-4. 共通④：生活保護システムと国民年金等システムとの連携方針

「生活保護該当者の履歴情報表示及び生活保護情報の追加、変更、削除」要件に対し、「これまでの事例では少ない、オプションとすべき」「生活保護システムからの連携が妥当」とのご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

生活保護情報を利用するタイミング

対象業務		利用プロセス
1	資格異動	-
2	免除	内容確認 (免除・納付猶予申請書受理・審査)
3	付加	-
4	給付	-
5	年金機構への報告・ 年金機構からの情報登録	-
6	情報提供・その他	-
7	統計・報告	-

生活保護システムから連携を受ける情報

連携項目 (例)		備考
免除の内容確認に必要な情報	1	住民票コード -
	2	氏名 住民票コードで特定できる場合不要
	3	生年月日 住民票コードで特定できる場合不要
	4	受け始めた日 免除開始月を判断するために必要
	5	個人番号 -

【論点】

- 業務上、必要な情報は何か
 - 必要な情報は生活保護システムから連携を受けることで必要な情報は全て満たせるか
 - 上記に鑑み、生活保護システムから連携を受けることを標準仕様化することは妥当か（都度、生活保護システムを参照する運用では負荷が高いか）

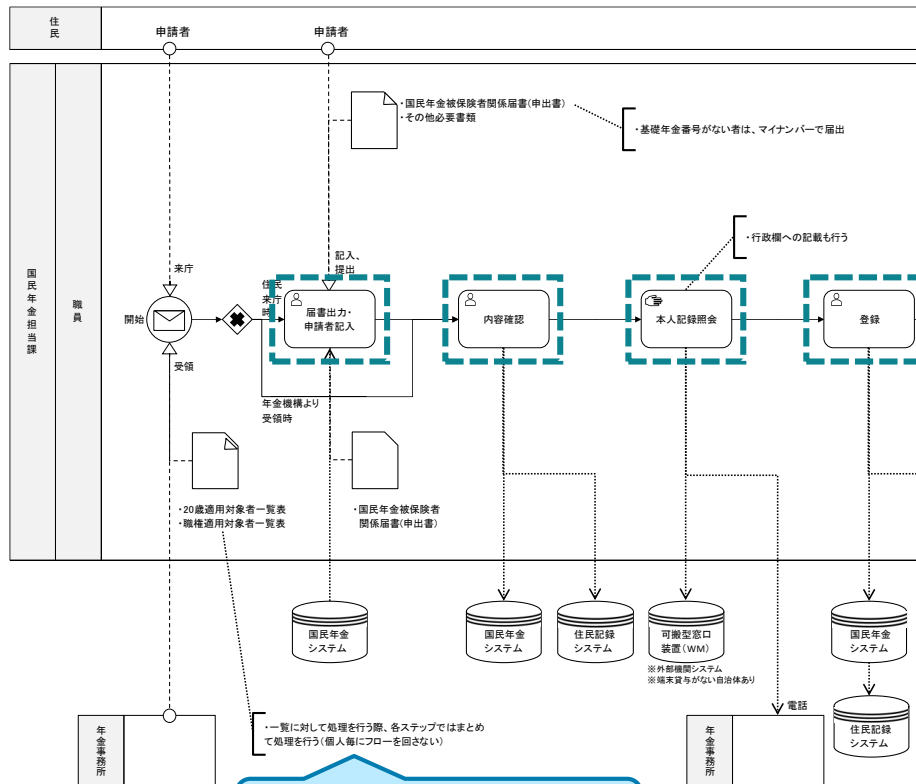
3. 機能要件に対する討議

3-5. 共通⑤：一括処理に関する要望・要件

「法定免除」「産前産後免除」「給付に係る異動」を一括で処理する要件に対し、「これまでのパッケージ導入では事例がなく、必須とするか」とのご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

一括処理実施単位の考え方

業務フロー（1.1.資格取得）抜粋



各業務ステップ単位ではまとめて処理することを原則とする（確認）

一括処理対象

対象業務	利用プロセス
1 資格異動	-
2 免除	<ul style="list-style-type: none"> 登録（免除・納付猶予申請書受理・審査） 登録（学生納付特例申請書受理・審査） 登録（免除理由該当等届受理・審査） 登録（産前・産後免除申請書受理・審査）
3 付加	-
4 給付	-
5 年金機構への報告・年金機構からの情報登録	<ul style="list-style-type: none"> 登録及び受付簿作成（年金請求書等受理・審査） 登録及び受付簿作成（年金生活者支給給付金請求書等受理・審査）
6 情報提供・その他	<ul style="list-style-type: none"> 内容確認（所得情報提供（免除勧奨）） 内容確認（公用照会対応（免除・年金生活者支給給付金）） 内容確認（住基情報提供（情報連携で機密取得不可の情報）） 内容確認（所得証明（年金生活者支援給付金））
7 統計・報告	-

【論点】

- 一括処理機能を設ける場合、どの機能を対象とするか
 - 一括処理により業務改善が見込まれる領域はあるか

3. 機能要件に対する討議

3-6. 共通⑥：過去の情報の管理範囲

共通機能としての「検索」や「住基情報提供（情報連携で機構が取得不可の情報）」において、過去の住所情報や年金機構へ報告した所得情報の要否や範囲についてご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

各業務における過去情報の参照が必要な項目

対象業務／プロセス		過去情報の参照が必要な項目（案）	
		要（国民年金が主となる情報）	不要（他から連携を受ける情報）
1	資格異動	資格取得、種別変更、資格喪失、国内転入等	<ul style="list-style-type: none"> 履歴（関係届書）※
2	免除	免除・納付猶予、学生納付特例、免除理由該当等届、産前産後免除	<ul style="list-style-type: none"> 履歴（申請書受理・審査）
3	付加	付加加入、付加辞退	<ul style="list-style-type: none"> 履歴（関係届書）
4	給付	年金請求書、年金生活者支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> 履歴（請求書受理・審査）
5	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	<ul style="list-style-type: none"> 送付・報告履歴、年金機構における処理結果登録（受付簿相当）
6	情報提供・その他	所得情報提供、公用照会、所得証明	<ul style="list-style-type: none"> 履歴（所得情報提供、公用照会、所得証明）
7	統計・報告	-	-

※過去の住所情報等は国民年金の異動履歴としてこちらに含む

必要な期間、システム上に保持

連携データにつき保持期間定義無

【論点】

- 過去情報を国民年金等システムとして保持するか
 - 連携先システム／年金機構が保持する情報については連携/照会対象として保持しない仕様でよいか
 - 国民年金等システムが保持する情報は期限なく保持する仕様でよいか（あるいは保存年限の考慮が必要か）

3. 機能要件に対する討議

3-7. 個別①：DV等支援措置対象者の管理に関する機能への要望・要件

被保険者情報管理における「DV等支援措置対象者の管理」の要件に対し、「宛名等共通機能で管理するのが良い」「住民記録システムと連携できるとよい」とのご意見を頂戴しました。機能要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

国民年金業務において必要な対応の考え方

内閣府 男女共同参画局HP QA*

国民年金の第3号被保険者が配偶者からの暴力が原因で扶養から外れた場合、国民年金についてどのような手続きが必要ですか。

国民年金の第3号被保険者（会社員、公務員等の被扶養配偶者）が、加害者の収入により生計を維持されなくなった場合には、お住まいの市町村において、**第3号被保険者から第1号被保険者に変更するための手続き**が必要になります。第1号被保険者になった場合は、国民年金保険料を納付する必要がありますが、**所得が一定額以下であるときは、年金事務所において、国民年金保険料の免除申請の手続き**をすることができます。**国民年金保険料の免除制度には、免除の審査に当たり、加害者の所得を考慮しない特例**が設けられています。

なお、年金事務所では、年金記録に収録されている住所等が他者に知られることのないよう、秘密保持への配慮のための手続を行うことができます。

* https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/siensya/07.html

支援対象者情報を利用する業務

対象業務	利用プロセス
1 資格異動	・ <u>内容確認</u> （種別変更） ・ <u>登録</u> （種別変更）
2 免除	・ <u>登録</u> （免除・納付猶予申請書受理・審査）
3 付加	—
4 給付	—
5 年金機構への報告・年金機構からの情報登録	・ <u>報告書類作成</u> （年金機構への報告・送付）
6 情報提供・その他	— 公用照会は特段の配慮無し
7 統計・報告	—

【論点】

- 各業務において必要な情報は何か
 - 住民記録システムから連携を受ける項目（支援対象者情報）にて必要な情報は全て満たせるか

4. 帳票要件に対する討議

4-1. 共通①：印字を必須とする項目の範囲（必須／任意の判断基準）

「国民年金被保険者関係届書（申出書）」において、オプションとした項目に対して「現行システムでは出力しているため必須とした」とのご意見を頂戴しました。各帳票における項目単位での必須／オプションの取り扱いについてご議論をお願いします

国民年金被保険者関係届書（申出書）

国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたっての注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長
日本年金機構理事長 へて 令和 年 月 日
以下のとおり届け出（申し出）ます。

氏名： _____
被保険者との続柄： 1. 本人 2. その他（ ）

市区町村 日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号 (ほかに基礎年金番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	② 生年月日	③ 昭和 ア. 平成	1 2 3 4 5 6
④ 氏名 (姓・名)	姓 名 太郎 太郎	⑤ 性別	① 男性 ② 女性	
⑥ 郵便番号	〒 0000000	⑦ 住所	〒 0123-45-6789	
⑧ 所属 (扶養者の場合のみ)		⑨ 外国人通称名 (自営業の場合)		

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入し

届書種類・番号	①届出・申出年月日/出産(予定)日	②理由等
資格取得届出 1	平成 令和	0. 2. 0歳到達(学生) 3. 任意加入の申出
種別変更届出 2	平成 令和	1. 資格取得届出もれ 5. その他
資格取得届出 3	平成 令和	2. 2. 0歳到達 10. 中国帰国別人等
資格喪失届出 4	平成 令和	3. 厚生年金(共済含む)からの移行 11. 外国からの転入
資格喪失届出 5	平成 令和	1. 厚生年金(共済含む)への移行 9. 基礎年金 10. 中国帰国別人等非該当
付加保険料納付・返還届出 6	平成 令和	2. 納付の申出 3. 農業者年金の資格取得
付加保険料納付・返還届出 7	平成 令和	1. 納付の申出 3. 農業者年金の資格喪失
保険料免除届出該当届出 8	平成 令和	1. 基礎年金第1号(障害基礎年金等) ③基礎料納付申出の確認
保険料免除届出該当届出 9	平成 令和	2. 基礎年金第2号(生活扶助等) 2. 希望しない
年金手続再交付申請 10	平成 令和	1. 紛失 9. その他
産前産後免除届出届出 14	平成 令和	2. 届出(汚れ) ()

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	①届出年月日	②理由等
住所変更届出 11	平成 令和	変更前住所
氏名変更届出 12	平成 令和	変更前氏名
死亡届 13	平成 令和	届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡

印字必須項目	1
作成不要	1
早期送付	2

各項目単位で必須/オプションを定める

印字必須／任意とする項目の一次判断基準（案）

実装すべき出力項目 (必須項目)	1	ア) 10団体* にすべてに実装されている ただし キ) に該当しないこと
	2	以下のいずれかに該当する イ) 10団体* のうち、5 団体以上で実装されている ウ) 調査対象の複数の自治体から、業務負荷や改善要望の意見があるなど、住民サービス向上や自治体業務効率化に資する機能と勘案される
	3	以下のいずれかに該当する エ) 10団体* のうち、1 団体以上で実装されている オ) 調査対象の複数の自治体で実装されていることが確認できる
	4	以下のいずれかに該当する カ) 10団体* のいずれも実装されていない キ) 年金機構への令和3年7月に照会した結果、令和4年度以降に自治体で対応不要となる業務に付随する

*10団体はベンダー、自治体双方を含む

【論点】

- 本基準で帳票上の各項目の必須/オプションを判定できるか
 - 当該基準により判定が困難な帳票はないか

4. 帳票要件に対する討議

4-2. 共通②：電子公印のシステム化範囲

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）」に対し、「公印廃止帳票ではないため、市区町村長の電子公印をオプションとするべき」とのご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

対象帳票

パターン1：公印あり

※ 控除後の所得額 Ⅰ～Ⅲ（一部免除申請）	0円	円	円
※ 特例認定区分 (注)該当する場合のみ ○をつけてください	⑥	1. 失業者 2. 被災者 4. その他 (G-G) ⑩	1.失業 2.被災者 3.DV 4.その他 (G-G) ⑩
※ 天災を事由とした場合の意見	被保険者：未申告者		
連絡欄			

上記のとおり相違ありません。
令和 3年 8月 4日

●●●●●●●●●●市長
日本 太郎 印

パターン2：公印なし

○○年金事務所長 様

○○第 号
平成29年12月 1日

●●●●●●●●●●市長
首長 太郎

国民年金関係書類送付書

対象帳票

対象帳票		市区町村長表記	
		首長名	公印
1	国民年金被保険者関係届書（申出書）	-	-
2	国民年金被保険者関係届書（報告書）	-	-
3	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	-	-
4	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	-	-
5	国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	○	○
6	保険料学生納付特例申請書	-	-
7	保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	○	○
8	居所未登録者報告書	-	-
9	居所未登録者住所判明報告書	-	-
10	国民年金関係報告書	-	-
11	電子媒体届書総括票	○	-
12	国民年金関係書類送付書	○	-
13	所得調査票	-	-
14	老齢福祉年金所得状況届	-	-
15	特別障害給付金所得状況届	-	-

【論点】

- **市区町村長の電子公印出力を要件化（オプション）するか**
➤ あるいは、公印廃止とする方向で制度見直し余地はあるか

4. 帳票要件に対する討議

4-3. 共通③：複写式用紙/ドットインパクトプリンタへの対応

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」等に対し、「年金機構から配布されている複写式様式にドットインパクトプリンタで印字するか、あるいは本人控はコピー等を交付するか」とのご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

対象帳票例

国民年金保険料 免除・納付猶予 の申請について (学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください)

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。
この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

①免除（全額免除・一部免除）申請
本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）、世帯主それぞれの前年所得（過去の年度分については、前々年や前々々年所得等）が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

＜全額免除となる所得の目安＞ …… { (扶養親族の数 + 1) × 35万円 } + 22万円

②納付猶予申請
50歳未満の方（学生を除く）で、本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）それぞれの前年等の所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。
※ ②の免除を受けた期間に将来の老齢基礎年金の額が減額（国庫負担分が反映）されますが、②の納付猶予を受けた期間にも老齢基礎年金の額は減額されません。
※ 免除（全額・一部）または猶予が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。また、付加年金および国民年金基金は、過去にきかかっていた加入ができません。
※ ②について、平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

【申請時の注意点】

- 免除等が申請できる期間
 - ・ 過去期間 …… 申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。
 - ・ 将来期間 …… 翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。
 ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。（免除等の1年度 = 7月～翌年6月）
例：平成29年7月に、平成27年6月から平成30年6月までの期間を申請する場合、
①平成26年度分（平成27年6月～27年6月）
②平成27年度分（平成27年7月～28年6月）
③平成28年度分（平成28年7月～29年6月）
④平成29年度分（平成29年7月～30年6月）の4枚の申請書が必要となります。
なお、この例の場合は、平成27年5月以前は時効により申請できません。
※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。
- 添付書類
失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）を添付してください。その他、必要な添付書類は、本人控の裏面にある「2. 添付書類について」をご確認ください。

【申請書の提出先】

- この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（窓口）による提出も可能です。
- 3枚目は本人控ですので、必ず先に保管してください。
- ※ 郵送の場合、交付印のある本人控が必要なのは、2枚目3枚目と一緒に、宛名記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。郵付印を貼付する「本人控」を2枚だけ添付いたします。

【申請書提出後の注意点】

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、当機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。
③枚目（本人控）の裏面の注意事項も必ずお読みください。

複写式

運用イメージ

現行

1枚目：提出用

2枚目：提出用

3枚目：本人控

- ✓ 複写式用紙にて3枚目まで一度に記入
- ✓ ドットインパクトプリンタでシステム出力項目も一度に印字

見直し後（複写式・ドットインパクトプリンタ廃止）

1枚目：提出用

2枚目：提出用

3枚目：本人控

【論点】

- 複写式用紙及びドットインパクトプリンタの活用を継続するか
 - 本人控はコピー交付or本人控分も含めシステム出力、交付する運用に変更可能か

✓ 手記入項目がある場合、複数回記入要

4. 帳票要件に対する討議

4-4. 共通④：自由記入欄（連絡欄等）の扱い

「国民年金被保険者関係届書（報告書）」の「市区町村・日本年金機構連絡欄」等に対し、自動記載項目や必須・任意、レイアウト等についてご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

対象帳票（例）

国民年金被保険者関係届書報告書

市区町村名：TASK市
報告日：令和3年8月4日

被保険者
① 個人番号：0001207385
② 生年月日：5和540524
③ 氏名：日本 花子
④ 性別：2女 性

届出事項
① 届出種類・番号：1
② 届出年月日：平成120430
③ 理由等：5その他

個人番号を有さない被保険者に係る届出
① 届出種類・番号
② 届出年月日
③ 理由等

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄
基礎年金番号：0001-207385

連絡欄に基礎年金番号を出力する事例有

対象帳票

対象帳票	自由記入欄
1 国民年金被保険者関係届書（申出書）	連絡欄
2 国民年金被保険者関係届書（報告書）	連絡欄
3 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	連絡欄
4 国民年金保険料免除・納付猶予申請書	特記事項、備考
5 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	天災を理由とした場合の意見、連絡欄
6 保険料学生納付特例申請書	特記事項、備考
7 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	天災を理由とした場合の意見、連絡欄
8 居所未登録者報告書	(住民票削除理由)
9 居所未登録者住所判明報告書	-
10 国民年金関係報告書	連絡欄、(理由等)
11 電子媒体届書総括票	備考
12 国民年金関係書類送付書	-
13 所得調査票	-
14 老齢福祉年金所得状況届	備考
15 特別障害給付金所得状況届	備考

【論点】

- 特定の情報をシステム出力するか
 - 基礎年金番号を必須出力とするか
 - 画面上で入力した文言を出力する機能を設けるか
- 手入力を想定した記入レイアウトとするか
 - 現行様式のレイアウトに対する改善要望はあるか
(現状のレイアウトにてスペースの過不足等はないか)

4. 帳票要件に対する討議

4-5. 共通⑤：個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」において、「市区町村により印字の要件が異なる（印字なし／個人番号／基礎年金番号）」とのご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

国民年金保険料免除・納付猶予申請書				
TASK年金事務所 あて 令和 3 年 8 月 4 日 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の権限について、市区町村（前任所地等を含む）および日本年金機構に委託します。 〒 123-4567 住所：〇〇県〇〇市 TASK町2番地 被保険者氏名： 日本 花子		指定全額免除申請事務取扱者	市区町村	日本年金機構
基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」に左詰めで記入してください。				
A. 基本情報	① 個人番号 （または基礎年金番号）	② 電話番号 1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	- -	
	③ 被保険者氏名 日本 花子	④ 被保険者生年月日 昭和 5 4 0 5 2 4	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。	
	⑤ 配偶者氏名 （フリガナ）	⑥ 配偶者生年月日		
	⑦ 世帯主氏名 （フリガナ）			
⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 ◆ 申請期間中に海外から転入した場合は国名と転入日、海外に転出した場合は国名と転出日を記入してください。 （配偶者が別世帯の場合） 配偶者の個人番号（ - - ）			

【論点】

- 標準仕様として要件を統一できるか
 - 原則、個人番号を出力することとし、個人番号未登録者の場合のみ基礎年金番号を出力する仕様とするか

対象帳票

対象帳票	パターン		
	基礎年金番号のみ	個人番号のみ	いずれか
1 国民年金被保険者関係届書（申出書）	-	-	○
2 国民年金被保険者関係届書（報告書）	-	-	○
3 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	-	-	○
4 国民年金保険料免除・納付猶予申請書*	-	-	○
5 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	-	-	○
6 保険料学生納付特例申請書	-	-	○
7 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	-	-	○
8 居所未登録者報告書	○	-	-
9 居所未登録者住所判明報告書	○	-	-
10 国民年金関係報告書	-	○	-
11 電子媒体届書総括票	-	-	-
12 国民年金関係書類送付書	-	-	-
13 所得調査票	複数様式有		
14 老齢福祉年金所得状況届	○	-	-
15 特別障害給付金所得状況届	○	-	-

4. 帳票要件に対する討議

4-6. 共通⑥：自治体側情報の出力範囲

「電子媒体届書総括票」において、「自治体職員が記入する運用としており、自動で出力していない」とのご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

電子媒体届出書総括表

国民年金 電子媒体届書総括票

○ 作成年月日 : 令和 3年 8月 5日
○ 提出元ID : 00003
○ 媒体通番 : 001
○ 届書総件数

①国民年金被保険者資格取得届	1 件
②国民年金被保険者種別変更届	0 件
③国民年金被保険者資格取得申出書	0 件
④国民年金被保険者資格喪失届	1 件
⑤国民年金被保険者資格喪失申出書	0 件
⑥国民年金付加保険料納付・辞退申出書	0 件
⑦国民年金付加保険料該当・非該当届	0 件
⑧国民年金保険料免除理由該当届	0 件
⑨国民年金保険料免除理由消滅届	0 件
⑩年金手帳再交付申請書	0 件
⑪国民年金被保険者住所変更届	0 件
⑫国民年金被保険者氏名変更届	0 件
⑬国民年金被保険者死亡届	0 件
⑭国民年金保険料産前産後免除該当届	0 件
届 書 合 計	2 件

市区町村名	TASK市
電 話 番 号	012-3456-789
担 当 者 名	年金 一郎

令和 3年 8月 5日 提出

TASK市長 日本 太郎

【 備 考 】

提出時に記載する自治体に関する情報

自治体に関する情報の種類

#"	項目	出力値
1	作成年月日	出力年月日 (和暦)
2	提出元ID	固定値 (マスタ設定)
3	媒体通番	自動計算
4	届出書件数	自動計算
5	市区町村名	固定値 (マスタ設定) / 画面入力 / 空欄 (手入力)
6	電話番号	固定値 (マスタ設定) / 画面入力 / 空欄 (手入力)
7	担当者名	固定値 (マスタ設定) / 画面入力 / 空欄 (手入力)
8	提出日	画面入力 / 空欄 (手入力) ※"年月日"のみ表示
9	市区町村長名	固定値 (マスタ設定) / 画面入力 / 空欄 (手入力)
10	備考	画面入力 / 空欄 (手入力)

【論点】

- 自治体側に関する情報は手入力する仕様とするか
 - 一定範囲 (システム自動判別できる情報) はシステム出力する仕様とするか、その場合、該当する項目は何か

4. 帳票要件に対する討議

4-7. 共通⑦：○囲み表記項目の取り扱い

「国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書」に対し、「関係届書（報告書）と同様、届出種類に応じた番号を表示する仕様がよいのでは」とのご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

届出種別表記方式（2パターン）

パターン1：○囲み

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	①該当・申出年月日／出産（予定）日	②理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達（学生） 4. 任意加入の申出 1. 資格取得届出もれ 5. その他
種別変更届 2	令和	2. 20歳到達 10. 中国残留邦人等
資格取得申出 3		3. 厚生年金（共済含む）からの移行 11. 外国からの転入
資格喪失届 4	平成	1. 厚生年金（共済含む）への移行 5. 期間満了
資格喪失申出 5	令和	2. 任意加入対象者に該当 10. 中国残留邦人等非該当
付加保険料納付・辞退申出 6	平成	3. その他 11. 外国への転入
付加保険料該当・非該当届 7	令和	4. 任意喪失の申出
保険料免除理由該当届 8	平成	1. 納付の申出 3. 農業者年金の資格取得
保険料免除理由消滅届 9	令和	2. 納付辞退の申出 4. 農業者年金の資格喪失
年金手帳再交付申請 10	平成	1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） ③保険料納付申出の確認
産前産後免除該当届 14	令和	2. 法第89条第2号（生活扶助等） 1. 希望する
備考		3. 法第89条第3号（国立療養所等） 2. 希望しない
		1. 紛失 9. その他
		2. 破損（汚れ）
		単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎

手記入時は○囲み

パターン2：数値記載

届出種類・番号	①該当・申出年月日	②理由等
資格取得届 1	平成 1 2 0 4 3 0	5その他
種別変更届 2		
資格取得申出 3		
資格喪失届 4		
資格喪失申出 5		
付加保険料納付・辞退申出 6		
付加保険料該当・非該当届 7		
保険料免除理由該当届 8		③保険料納付申出の確認
保険料免除理由消滅届 9		
年金手帳再交付申請 10		
産前産後免除該当届 14		単胎・多胎の別
備考		

システム出力時は数字

対象帳票

対象帳票	パターン
1 国民年金被保険者関係届書（申出書）	○囲み
2 国民年金被保険者関係届書（報告書）	数値
3 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	○囲み
4 国民年金保険料免除・納付猶予申請書*	-
5 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	-
6 保険料学生納付特例申請書	-
7 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	-
8 居所未登録者報告書	-
9 居所未登録者住所判明報告書	-
10 国民年金関係報告書	数値
11 電子媒体届書総括票	-
12 国民年金関係書類送付書	数値
13 所得調査票	-
14 老齢福祉年金所得状況届	-
15 特別障害給付金所得状況届	-

【論点】

- **年金機構向けのシステム出力書類は数値表記とするか**
 - 住民が手で記入するケースがある書類は○囲み表記を残すか（手記入時のわかりやすさを考慮）